

事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 1 日

各 { 都 道 府 県 }  
      { 指 定 都 市 } } 保育主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

### 保育士特定登録取消者管理システムにかかる FAQ の改正について

保育施策の推進につきまして、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）に係る規定のうち、保育士特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」という。）に係る規定については、令和 6 年 3 月 29 日付けこども家庭庁成育局成育基盤企画課長通知「保育士特定登録取消者管理システムに係る業務マニュアルについて（周知）」に則りご対応いただいているところです。

今般、下記のとおり保育士特定登録取消者管理システムにかかる FAQ（以下「FAQ」という。）を更新したためお知らせします。

つきましては、別添の FAQ についてご了知のうえ、関係各課及び管内の各施設・事業者に周知いただくとともに、本 FAQ をもとに、データベースの適正な活用が図られるよう、ご配慮いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 改正の趣旨

令和 7 年 4 月 25 日に児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）が公布され、令和 7 年 10 月 1 日に施行されたこと、及び検索項目に保育士登録番号を追加すること等に伴い FAQ について所要の改正を行うものであること。

#### 2 主な改正内容

- ・ 検索項目に「保育士登録番号」を追加したことに伴う回答の修正を行った。
- ・ 本データベースに係る各種資料の取扱いについて、共通事項として位置づけを改めた。
- ・ 条ズレ等の条項目の技術的修正を行った。

担 当：こども家庭庁  
成育基盤企画課  
保育士対策係